

独立行政法人 情報処理推進機構

平成 17 年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

I.	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	3
1.	組織・人材の活用について	3
1-1	組織の活用について	3
1-2	人材の活用について	4
2.	各事業の運営について	5
2-1	ITに係る情報収集・発信等	5
2-2	公募	9
2-3	事務の電子化等	9
2-4	経費節減等	11
II.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	11
1.	ソフトウェア開発分野	11
1-1	ソフトウェア開発支援	11
1-2	様々なステージに応じたITベンチャー支援	17
1-3	債務保証事業	18
2.	情報セキュリティ対策強化	19
2-1	ウイルス・不正アクセス対策	19
2-2	情報セキュリティの脆弱性に関する検証・解析等	19
2-3	情報セキュリティ認証	20
2-4	暗号技術の調査・評価	23
2-5	国際機関との連携	24
2-6	情報セキュリティに関する調査・開発等	25
2-7	国民に対する情報提供	25
3.	ソフトウェア・エンジニアリングの推進	25
3-1	ソフトウェア・エンジニアリング・センターの体制強化	25
3-2	広報普及活動	25
3-3	各分野での取組	26
3-4	CMMI (Capability Maturity Model Integration) の普及	28
3-5	関係機関との連携	28
4.	情報技術(IT)人材の育成分野	28
4-1	ソフトウェア・エンジニアリングの実践力を有する人材の育成	27
4-2	ITスキル標準の整備	28
4-3	未踏ソフトウェア創造事業	30
4-4	中小企業経営者及び地域のIT化の支援	31
4-5	情報処理技術者試験業務	33
5.	その他	36
5-1	政策当局との連携	36

Ⅲ.	予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	37
1	予算	37
2	収支計画	37
3	資金計画	37
4	資産の健全化	37
5	出資事業（地域ソフトウェアセンター）について	38
6	自己財源の確保	38
Ⅳ.	短期借入金の限度額	39
Ⅴ.	重要な財産の譲渡・担保計画	39
Ⅵ.	剰余金の使途	39
Ⅶ.	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	39
1	施設及び設備に関する計画	39
2	人事に関する計画	39
3	中期目標期間を超える債務負担	39
4	積立金の処分に関する事項	39
別紙		
○	予算	40
○	収支計画	46
○	資金計画	52

独立行政法人 情報処理推進機構 平成17年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という）の平成17年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織・人材の活用について

(1-1) 組織の活用について

(1-1-1) 組織の各レベルでのPDCAサイクルの徹底実施

i) 組織全体でのPDCAサイクルの実施

- PLAN→DO→CHECK→ACTION (PDCA) のマネジメントサイクルを回すことを通じて、組織・業務の不断の見直しを継続して行う。

平成17年度は、年度計画の着実な実施を図るため、年度半ばで中間仮決算を実施するとともに、上期進捗状況の把握及びそれを踏まえた「下期実行計画」の策定を実施する。

- 平成17年度監査計画に基づき、業務監査を順次実施する。また、監査結果を業務にフィードバックする。

監査項目等	2005					2006						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①各種税 (法人税、源泉所得税、固定資産税等) 納付業務				→								
②戦略的情報化投資活性化支援事業 (ITSSP) 及びIT 経営応援隊業務								→				
③総務関係 (個人情報保護法等)											→	
④情報セキュリティ評価認証業務												→

ii) 各事業レベルでのPDCAサイクルの実施

- 各事業ごとに、適宜フォローアップ調査（審議委員会による事業評価、自己評価、アンケート等）を行い、その結果を事業運営に反映させ、PDCAサイクルを確立する。
- PDCAサイクルで特に重要であるCheckの段階で、ユーザーの視点やニーズをより徹底してくみ取る方策を検討する。

- ・平成16年度に実施したユーザー企業、有識者等に対する100者ヒアリングの定点観測化を図り、外部の声やニーズの変化をよりの確にIPAの業務に反映させていく。
- ・ユーザー利便性の観点を更に業務に的確に反映するため、顧客満足度に関する調査の実施を検討する。
- ・ソフトウェア・エンジニアリングに関するSWOT^{*1}分析を実施する。

^{*1} SWOT : Strength、Weakness、Opportunity、Threat

(1-1-2) タスクフォース、ワーキンググループを通じた部門間連携の強化、業務の効率的運営

- 外部専門家を主体とした研究会、部門横断的な課題に取り組むワーキンググループ（以下「WG」という。）、個別課題に集中的に取り組むタスクフォースなど課題解決のための最適な組織体制により、更なる機動的かつ効果的な業務運営を推進する。
- 限られた人員で、機動的かつ効果的な事業を実施するため、平成16年度にソフトウェア・エンジニアリング・センター、オープンソースソフトウェア等に導入した、産学に自発的参加を呼びかけ、タスクフォースやWGを組織するという手法を引き続き活用する。
- 平成16年度に引き続き、外部専門家から構成される「情報技術動向研究会」を開催する。
なお、テーマについては、政府の「IT政策パッケージ-2005」及びその後の政府のIT戦略の動向を踏まえ、新たに選定する。
- オープンソースソフトウェアについては、「日本OSS推進フォーラム」の事務局として、同フォーラムにおける中長期的な計画(ロードマップ)の策定を支援する。
- ソフトウェア・エンジニアリングについては、初年度の成果や国内外の動向を踏まえ、実施計画(3ヶ年計画)の見直しを行う。
- 平成16年度に引き続き、理事長主催による各界専門家を招いた「個別課題研究会」を定期的(年6回程度)に開催する。特に平成17年度においては、ITの将来展望(ITを使った社会、人材育成、ベンチャー等をキーワード)をテーマに実施する。
- 迅速かつ効率的な意思決定を図るため、平成16年度に引き続き、理事長による月例朝礼での発言内容や、役員等からのメッセージをイントラネットに掲載し、経営方針等を職員に周知する。
また、より一層の業務の効率化及び知識・情報の共有化を推進するため、機構内の組織運営の見直し、定型業務のマニュアル化を継続して実施する。

(1-2) 人材の活用について

(1-2-1) 職員のキャリア、能力開発

- 平成16年度における新組織の立上げ及び既存組織の見直しによる新体制について、事業の内容、進捗状況に即した人事配置を実施することに加え、必要なノウハウ等を有する人材を事業実施期間に合わせて受入れ、事業の効率的執行を図る。
- 若手のプロパー職員を採用するとともに、中堅のプロパー職員を事業部門に戦略的に配置することにより、職員のキャリア開発を強力に推進していく。
- 業績評価制度については、引き続き着実に実施し、その評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- 組織が求める人材の育成に資する能力開発制度や業績評価に連動した任用・給与制度等について、「タスクフォース」を設置し検討を行い、より効率的・効果的な運用方法を策定する。
なお、当該運用方法の策定にあたっては、コンサルタント会社等、外部機関の有す

るノウハウ及びスキル等についても着目し、必要に応じてその活用を図るものとする。

- 主体的に能力開発(業務上必要な知識・能力の向上等を目的とした教育講座の受講等)を行う職員をバックアップするために、平成16年度に導入した「教育訓練講座受講者に対する支援制度」の利用実績の向上を図る。
- 業務を的確かつ円滑に遂行することができる人材を育成するためのツールのひとつとして、平成16年度下期からスタートさせた「1hour セミナー」を引き続き実施するとともに、その内容の更なる充実を図る。
- 平成16年度に引き続き、職員の専門的な能力涵養のため、内外の関連学会、委員会及びセミナー等への参画を推進する。

(1-2-2) プロジェクトマネージャー等の活用

- 平成16年度に引き続き、プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)及び専門委員にプロジェクト(開発案件)の評価を求め、効果的な事業運用を行うとともに、IT利活用促進ソフトウェア開発事業、中小・ITベンチャー支援事業、マッチングファンド型ソフトウェア開発・普及事業を審議する「応用ソフトウェア審議委員会」においては、プロジェクトを管理するPM及び専門委員を評価し、その結果を事業に反映し、より効果的な事業運用を図る。

また、PM及び専門委員の選任方法については、有識者からの推薦だけでなく、公募を継続して実施し、外部の有能な専門人材を広く、積極的に活用する。

2. 各事業の運営について

(2-1) ITに係る情報収集・発信等

(2-1-1) ITに係る情報収集・発信

i) 情報発信

- IT技術の最新動向(特に、オープンソースソフトウェア、ソフトウェア・エンジニアリング、情報セキュリティ等の国際動向等)について、ニューヨーク事務所等を活用し、各種情報を収集、蓄積し、積極的な情報発信を実施する。
- 平成16年度に引き続き、理事長主催による各界専門家を招いた「個別課題研究会」を定期的(年6回程度)に開催する。特に平成17年度においては、ITの将来展望(ITを使った社会、人材育成、ベンチャー等をキーワード)をテーマに実施する。
- ユーザーニーズやIT関連の市場動向については、情報サービス産業関係団体(「社団法人情報サービス産業協会」、「社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会」、「社団法人日本情報システム・ユーザー協会」)との定期的な意見交換会(年2回程度)により把握に努めるとともに、これらの場を活用した積極的な情報発信も併せて実施する。

また、「社団法人日本システムハウス協会」とも意見交換会を開始する。

- 国際的な情報発信及び国際動向の最新情報収集に努める。

①国際会議関連

[オープンソースソフトウェア]

- ・ 第4回北東アジア OSS 推進フォーラム
8月に中国で開催予定。各WGを適宜開催。

[ビジネスグリッド・コンピューティング]

- ・ GGF^{*1}、OASIS^{*2}
国際標準化活動へ積極的な提案を引き続き実施。

[セキュリティ]

- ・ 第6回 ICCC 2005^{*3}
当機構が主催する国際会議。9月28日～29日開催予定。
- ・ CCUF^{*4}、CCRA^{*5} 等
情報セキュリティ認証に関する各種国際会議に参加。
- ・ ISO/IEC JTC/1/SC27^{*6} (国際標準化定期会合)
標準化活動に関し、当機構の研究員がSC27を構成する3つのWGの委員として参加。
- ・ EUROCRYPT 2005^{*7}、CRYPTO 2005^{*8}等
暗号技術に関する最新研究動向の調査のため、各国際会議に参加。
- ・ I-4^{*9}、EICAR^{*10}、The Open Group等
情報セキュリティ情報を収集するため、各国際会議に参加。
- ・ GBDe^{*11}
当機構理事長がWGの一つ「Cyber Security Issue Group」にリーダーとして参加。

②外国の諸機関との連携

- ・ 独国フラウンホーファー IESE^{*12} (先進的見積手法の策定)
- ・ 独国フラウンホーファー SIT^{*13}研究所 (電子署名法に関する調査、タイムスタンプ技術に関する調査)

^{*1} GGF : Global Grid Forum

^{*2} OASIS : Organization for the Advancement of Structured Information Standards

^{*3} 6th International Common Criteria Conference 2005

^{*4} CCUF : Common Criteria Users' Forum

^{*5} CCRA : Common Criteria Recognition Arrangement

^{*6} ISO : International Organization for Standardization IEC : International Electrotechnical Commission
JTC : Joint Technical Committee SC : Sub Committee

^{*7} EUROCRYPT : 欧州で開催される暗号の国際会議

^{*8} CRYPTO : 米国で開催される暗号の国際会議

^{*9} I-4 : International Information Integrity Institute

^{*10} EICAR : European Institute for Computer Anti-Virus Research

^{*11} GBDe : Global Business Dialogue on e-commerce (電子商取引に関する世界ビジネス会議)

^{*12} IESE : Institute for Experimental Software Engineering

^{*13} SIT : Secure Information Technology

- ・カーネギーメロン大学ソフトウェア・エンジニアリング研究所 (CMMI^{*14}他)
- ・NIST^{*15}、KISA^{*16}、KIPA^{*17} (定期協議、情報交換等)

ii) 中小ユーザー企業に対する情報提供

- 中小ユーザー企業が自ら情報化投資の是非を判断する際に役立つ IT 化投資事例の充実を図るとともに、中小ユーザー企業を支援する機関にとって有用な情報をホームページやメーリングリストを通じて積極的に発信する。

iii) ITに関する統計的調査・分析

- 以下の各種調査を行い内外の情報を収集分析する。
 - ・組込みソフトウェア産業実態調査
 - ・各種高等教育機関に対する包括的な調査
 - ・国内・海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査
 - ・情報処理産業経営実態調査 等
- 特定サービス産業実態調査等の IT 統計調査情報を収集し、体系的に集積する。
- 「個別課題研究会」の開催等を通じて、専門人材の発掘に努めるとともに、個人情報保護法との関係に配慮しつつ、これらの専門に関する人材情報の整備を行う。
- 平成 16 年度に引き続き、外部専門家から構成される「情報技術動向研究会」を開催する。
 なお、テーマについては、政府の「IT 政策パッケージ-2005」及びその後の政府の IT 戦略の動向を踏まえ、新たに選定する。
- オープンソースソフトウェアについては、「日本 OSS 推進フォーラム」の事務局として、同フォーラムにおける中長期的な計画(ロードマップ)の策定を支援する。
- ソフトウェア・エンジニアリングについては、初年度の成果や国内外の動向を踏まえ、実施計画(3ヶ年計画)の見直しを行う。

(2-1-2) 広報活動等

i) プレスへの戦略的情報配信及びホームページの積極的活用

i-1) プレスへの戦略的情報配信

- 平成 16 年度に実施した各メディアに対するヒアリング結果を踏まえてプレス説明会や懇談会を積極的かつ戦略的に実施する。
 - ・IPA 全事業を網羅した「全体事業プレス説明会」を年 2 回程度、及び各事業の個別テーマに絞って、専門的な内容について発表する「個別プレス説明会」をタイムリーかつ積極的に行う。
 - ・また、各事業の専門分野について、詳細説明や意見交換を主体とする「プレス懇談会」を積極的に開催する。

^{*14} CMMI : Capability Maturity Model Integration

^{*15} NIST : National Institute of Standards and Technology (米国標準技術研究所)

^{*16} KISA : Korea Information Security Agency (韓国情報保護振興院)

^{*17} KIPA : Korea IT Industry Promotion Agency (韓国ソフトウェア振興院)

- 定期的(月次)にプレスリリース予定を発信する。

i-2) ホームページの積極的活用

- ホームページから提供する情報の拡充を図り、利用者に有用な情報提供に努める。その際、利用者の視点に立ち、当該情報についての背景、社会的インパクト等も含め、内容を見やすく、かつ分かりやすくするよう努める。
- 「IPA 賞」、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」等受賞者の受賞内容や未踏ソフトウェア創造事業開発者の開発成果等についての PR サイト『IPA Special Pavilion(仮称)』を作成し、広報支援・情報提供を行う。
- 中小・ITベンチャー企業向けホームページの内容の充実を図る。具体的には、中小・ITベンチャー企業向けの公的支援制度(補助金、税制等)の紹介や関連諸機関とのリンク、中小・ITベンチャー企業の成果に係る情報を充実させる。
- ホームページにおいて、公募情報、イベント情報等を早期に提供し、周知期間を確保するよう努める。

ii) 調査及び研究開発成果の公開

- 調査及び研究開発成果を事業終了後2ヶ月以内にホームページ上で公開する。
- 特に優れた開発成果、表彰者等について、「成果事例集」(冊子)を発表する。

iii) 成果発表会の開催

- 平成16年度に策定したイベント年間計画(当機構主催による総合展～年1回、外部の専門テーマ展への出展等～年9回)に基づき、積極的に成果を発表していく。

[当機構主催による総合展]

- ・ IPAX 2005 (5月18日～20日(予定))

[外部の専門テーマ展への出展]

- ・ Grid World 2005 (5月11日～13日(予定))
- ・ RSAカンファレンス (5月12日～13日(予定))
- ・ SEC Forum 2005 (6月20日～21日(予定))
- ・ 組込みシステム開発技術展 (6月29日～7月1日(予定))
- ・ eラーニングワールド (7月20日～22日(予定))
- ・ 第6回 ICCO 2005 (9月28日～29日(予定))
- ・ 情報化月間記念特別行事 (10月3日(予定))
- ・ SEC 成果発表会(スーパークリエイター認定証授与式、ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式を含む) (10月24日(予定))
- ・ Embedded Technology 2005 (11月16日～18日(予定))

[セミナー・講演会等の実施]

- ・ 情報セキュリティ(セミナー)、IT経営応援隊(研修会等)、ITスキル標準(講演会等)を実施する。

iv) 各種情報発信広報活動の有機的連携

- 年2回(上・下期)全国主要都市で実施する公募説明会及び各地域のIT経営応援隊のセミナー、研修会等の場を活用し、債務保証制度の説明等を積極的に実施する。

(2-1-3) ソフトウェア開発等に係る成果分析

- 平成16年度に実施したソフトウェア開発、人材育成、セキュリティ認証業務等に関するインタビューやリサーチによる追跡調査の結果を踏まえ、これらの分野の事業成果をとりまとめ、「成果事例集」として発表する。

(2-1-4) メールリングリストによる情報発信

- 「メールニュース」の内容の充実化、明確化を図るとともに、タイミングの良い配信を行う。
- 公募説明会、各種イベント等において、「メールニュース」の積極的なPRを行い、個人情報の保護に配慮しつつ、利用者の拡大を図る。

(2-2) 公募

(2-2-1) 提案公募以外の採択方法の検討

- 公募事業については、従来の提案公募だけでなく、平成16年度に開始したテーマ型公募や実証実験事業の拡充を行うとともに、公共財として、広く社会の共通インフラとなるデータベースの整備を図る。
平成17年度においては、新たに、分散しているオープンソースソフトウェア関連の情報を統合的に集約するデータベースの構築や政府・自治体でのオープンソースソフトウェアを活用したデスクトップ環境に関する実証実験を行う。

(2-2-2) 随時公募の実施等

- ソフトウェア開発支援の公募に関し、平成16年度に引き続き随時公募及び年2回採択(オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、次世代ソフトウェア開発事業、IT利活用促進ソフトウェア開発事業及び未踏ソフトウェア創造事業)を継続する。
- 募集の締切りから採択に至る期間を60日以内とする。また、開発した情報検索システムをソフトウェア開発案件の審査業務に活用する。
- 公募説明会の充実を図る。
- 開発成果発表の場を積極的に設け、事業成果等を対外的にPRする。

(2-2-3) 事業の弾力的運用

- 事業内容等を勘案し、必要に応じ、複数年度の契約を締結するとともに、契約変更等柔軟な事業運営を図る。
- ソフトウェア開発分野においては、効率的資源配分の観点から、引き続き支援すべき重点分野の絞り込み等を行う。

(2-3) 事務の電子化等

(2-3-1) 業務の最適化計画

- 当機構では平成 12 年度に業務全体のBPR (Business Process Re-engineering) を実施し、組織のフラット化や決裁ルートの短縮を実現するとともに、業務全般をカバーするシステム群(電子IPA^{*1})を平成 14 年度から運用開始している。平成 17 年度においては、CIO(Chief Information Officer)を設置し、システムの側面から業務を設計・管理する体制を整えるとともに、業務全体の再評価に着手する。

また、以下の事項は業務全体の再評価に先立って着手する。

- ・セキュリティ認証業務に関する内部業務フローの見直しを行い、制度利用者の利便性向上のために審査期間の短縮目標を具体的に定める。その目標に合わせ当該業務の支援・管理を行うシステム構築計画を策定するとともに、システムの開発に着手する。
- ・情報処理技術者試験における団体申込について、当機構における受付業務及び団体申込者が行う業務の見直しを行い、電子化の方法を検討する。この検討結果に基づいてシステムを構築し、当該受付業務の効率化を図るとともに、会社・学校等の団体申込者の利便性を向上させる。
- ・オープンソースソフトウェア導入の推進について、Web サーバを中心として、サーバOS をオープンソースソフトに移行することにより、機器費用の費用対効果向上とマルチプラットフォーム化を図る。平成 17 年度はハードウェアリプレースにあわせて 3 台を移行させる。
- ・Web サイトによる情報提供のあり方を再検討し、併せて最新技術[Blog, CMS (Contents Management System) 等]等の導入について検討する。
- ・e文書法の施行により、見積書等契約手続き上相手方から徴収する文書について、スキャンして電子化したものを原本として電子決裁システムに添付することが可能となったことから、これに対応するため、業務フローの検討及びシステム要件の調査を行う。
- ・システム上の個人情報について、確実かつ効率的な情報漏洩対策を講じる。

(2-3-2) 電子 IPA の活用等

i) 電子 IPA を活用した効率的な業務実施等

- 新任者を対象とした基本システム説明会を月例で実施する。また、特定の職員が利用するシステムのマニュアルを更新し、内容の充実を図るとともに、システムの利用方法に関する質問対応を随時行う。
- 成果納品物管理業務における CD/DVD チェンジャー、プロジェクト予算管理業務におけるコスト管理システム、支部・支所の調達業務における前渡資金調達管理システム等を始め、電子 IPA を積極的に活用して効率的に業務を実施する。

^{*1} 電子IPA：当機構においては、業務全般（文書決裁、人事・給与、出退勤管理、会計、契約管理、前渡資金管理、出納、ソフトウェア開発公募、債務保証等）を電子化しており、業務サブシステム群全体を「電子IPA」と総称している。

ii) 情報の共有の促進（ナレッジマネジメント）

- 内部ポータルサーバを用いた情報共有を促進する。例えば、各部の年間スケジュール情報の共有のため、内部ポータルサーバによるサイトを作成し、更新作業や集約作業の効率化を図る。
- 情報検索システムをソフトウェア開発案件の審査業務等に活用し、審査業務の効率化を図る。

(2-4) 経費節減等

- 一般管理費については、引き続き業務の効率化を進めるとともに、調達等の分野において、物品調達情報のホームページへの掲載により業者の入札参加機会の拡大を図る等の積極的な競争原理の導入、物価変動に対応した契約単価の見直しを行うことにより、経費の節減を図る。
また、事業については、一層の効率化を図るとともに、必要に応じて制度の見直し等を進める。
これらの実効を期すため、①情報処理試験業務について一層のコスト節減努力 ②予算と実績の管理のシステム化による情報の機構全体での共有化 ③コスト管理について事業の効率化に反映させる仕組みづくりを行う。
- 中間仮決算を実施する。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. ソフトウェア開発分野

(1-1) ソフトウェア開発支援

(1-1-1) 事業化のための新たな支援

i) アドバイザーチームの創設

- ソフトウェア開発支援事業において、各事業の事業化支援を横断的に行うため、アドバイザーチームを創設する。アドバイザーチームには、事業化、法人化の支援を可能とするため、幅広い分野（法務、財務、知財権、マーケティング等）から人材を集める。また、メンバーについては、ローテーション制を検討するとともに、PM、専門委員の活用を図る。さらに、アドバイザーチームとソフトウェアの流通に係わる業界団体（日本コンピュータシステム販売店協会等）との提携を深め、事業化のための人的、組織的支援のネットワーク形成を目指す。

ii) ソフトウェア開発者に対するインセンティブの創設

- 平成16年度に創設した表彰制度「IPA賞」（5月18日表彰式予定）、「天才プログラマー／スーパークリエイター認定証」（5月18日、10月24日授与式予定）、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」（10月24日表彰式予定）を着実に実施し、

当機構が支援したソフトウェア開発等の成果物の知名度と開発者のモチベーションの向上を図る。

また、これらの受賞者は、IPAX 2005(5月18日予定)等において表彰式を行うとともに、各種イベントやメディアを通じ、功績の紹介と開発成果の普及を行う。

(1-1-2) オープンソースソフトウェア(OSS)の開発支援

平成17年2月24日、IT戦略本部は「IT政策パッケージ-2005」において、①政府におけるOSSの活用促進(OSSに係る政府調達の基本となる考え方(仮称))を策定 ②OSSを活用したIT人材の育成 ③一般事務業務へのOSSの導入というOSS関連施策を決定した。当機構はオープンソースソフトウェアの普及促進を支援するため以下の事業を実施する。

i) 日本OSS推進フォーラムの円滑な運営

- 日本OSS推進フォーラムは、各企業のトップで構成される幹事団及び顧問団合同会合(3月7日)において決定した活動目標に沿って、各事業の積極的な活動を展開する。

当機構は、本フォーラムの事務局として、その円滑な運営に寄与する。

- 今後は、特に、各企業における競争と協調に関し、幹事団またはそのために新たに設置するアドホックグループにおいて検討を開始する。

さらに、中長期的な計画(ロードマップ)を作成する。

- また、我が国のオープンソースソフトウェアの普及に向け、①デスクトップ②開発基盤③サポートインフラ④ビジネス推進⑤人材育成⑥標準化・認証の6WGにおいて、分野別の活動を進める。

各ワーキンググループの活動目標は以下のとおり。

①デスクトップ

- ・学校における実証実験の成果の検討
- ・政府・自治体の要件定義と実証実験の提案
- ・学校・自治体の要求と現実のギャップを埋めるための提言の作成

②開発基盤

- ・性能・信頼性評価ツール設計・開発(マイクロベンチマーク^{*1}、DBT2^{*2}等)
- ・評価対象範囲の拡大(DBクラスタ等)とカスタマイズ手法の確立
- ・カーネル障害^{*3}発生検知に必要な機能の調査・検討

③サポートインフラ

- ・「長期サポート」に関する課題を整理し対応策を提言

^{*1} マイクロベンチマーク(Microbenchmark) : 大規模ソフトウェアの機能をシミュレートすることにより、大規模ソフトウェアを実装しなくとも、容易にシステム全体の機能・性能を評価することが可能な評価用ソフトウェア

^{*2} DBT2 : オンライン処理プログラムにおける性能解析用プログラム。部品卸売業者を想定した処理を行い、トランザクション数、CPUの利用状況、I/O回数およびメモリの使用状況を解析する。

^{*3} カーネル障害 : OSの基本機能を提供するソフトウェアが何らかの原因で正常に機能を果たさない状態のこと。

- ・サポート情報の表示のガイドラインを継続検討
- ・公開資料の改版および改版の仕掛け作り

④ビジネス推進

- ・情報提供についての過不足の確認
- ・情報提供状況の調査及びTCO^{*4}情報については説明会等の開催の検討
- ・IP^{*5}問題については、説明会を開催し、IP問題に関する組織的活動を検討

⑤人材育成

- ・大学・企業におけるオープンソースソフトウェア人材教育の実態調査の実施
- ・育成プロジェクトの企画・実施(オープンソースソフトウェアコンテストの実施等)

⑥標準化・認証

- ・オープンソースソフトウェアの政府調達の方針を提言し、技術基準ガイドラインを作成
 - ・オープンソースソフトウェア標準化としてデスクトップのアプリ互換性などの標準化を研究
 - ・標準化動向を分析し、日本市場で特に必要な仕様について標準化活動に反映
- － 各WGによる分野別の活動状況については、IPAX 2005(5月18日予定)において広く公開するとともに、第4回北東アジアOSS推進フォーラム(8月予定)を活用するなどオープンソースソフトウェアの利用促進に向けたPR活動を積極的に実施する。

ii) 北東アジア OSS 推進フォーラムの円滑な運営

- － 平成 16 年度は日本・中国・韓国のオープンソースソフトウェア推進の状況を確認し、今後の協力に関する共通の認識を得たことから、平成 17 年度はこれらを踏まえ、共同で設置された 3 つのワーキンググループの活動を加速化し、具体的な課題に向けて作業を行う。

第 4 回北東アジア OSS 推進フォーラムは、8 月において中国にて開催する予定である。

①WG1. 技術開発・評価

日本は、Linux とその他のオープンソースソフトウェアのベンチマーク評価を分担し、特にサーバ向け OSS の性能・信頼性評価を実施する。中国はデスクトップ Linux、韓国は OS セキュリティを分担して実施する。3 ヶ月に 1 度のペースで日中韓の情報交換を実施しながら、今後の方向性を決定していく。

②WG2. 人材育成

教育・研修に関する調査について日中韓の連携を図る。また、コンテストの実施(人材育成プロジェクト)の枠組について日中韓の意見交換を行う。

^{*4} TCO(Total Cost of Ownership) : 総所有コスト。コンピュータシステムの導入、維持・管理などに掛かる総経費を表すもの。

^{*5} IP : Intellectual Property(知的財産)

③WG3. 標準化・認証研究

オープンソースソフトウェアに関連する互換性・相互運用性・可搬性を確保するため、必要な事項について機能要件の標準化を行う。

- ・入力メソッドについてとりまとめ、API^{*1}標準案作成について検討し、ソフトウェアの評価基準や用語などについて整理・提言を行う。
- ・オープンソースソフトウェア標準化人材育成プロジェクトを推進する。
- ・合意形成の手順・手続き（標準案作成作業）を定めた指定書(ディレクティブ)を作成する作業を順次開始する。

iii) オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業の実施

- オープンソースソフトウェアの利用環境や開発環境の充実に図るため、基本ソフトウェア、ミドルウェア、開発ツール、デスクトップ環境、業務環境に関する開発を支援する（提案型）。

・平成17年度提案型公募においては、重点分野を

- (1) 基本ソフトウェア
- (2) ミドルウェア
- (3) 開発ツール
- (4) デスクトップ環境
- (5) 業務環境

に絞り込み、新たに専門委員を任命し、応募案件を厳選し、引き続き開発支援を行う。

- オープンソースソフトウェアの課題解決に向けた個別具体的な事業を実施する（テーマ型）。

ユーザが安心してオープンソースソフトウェアを選択するための指標を提供するため、①オープンソースソフトウェアの性能・信頼性評価の基盤強化 ②オープンソースソフトウェア関連人材の育成など個別具体的なテーマを設定し、支援を行う。

- デスクトップ環境におけるオープンソースソフトウェアを目指した実証実験を行う（実証実験型）。

学校教育現場や地方自治体の業務システムをオープンソースソフトウェア環境で構築・運用する以下の実証実験を支援する。

- ・「学校教育現場におけるオープンソースソフトウェア活用に向けての実証実験」
- ・「政府・自治体等におけるデスクトップ環境でオープンソースソフトウェアの活用を目指した実証実験」

また、政府・自治体等のオープンソースソフトウェア環境への円滑な移行の促進を図るため、この実証実験の成果をモデル事例として提供する。

iv) オープンソースソフトウェアに関する情報収集及び情報発信

- オープンソースソフトウェアの情報収集及び情報発信を実施するため、以下の項目

*1 API : Application Program Interface

について検討を行う。

- ・コミュニティ等との意見交換
 - ・情報収集（データベース化）
 - ・戦略的な普及促進
 - ・情報公開（ポータルサイト運営）
- オープンソースソフトウェアに関する情報収集及び情報発信として以下の案件について検討し、普及促進を図る。
- ①オープンソースソフトウェアデータベース(DB)
オープンソースソフトウェアデータベース(DB)の構築により、分散しているオープンソースソフトウェア関連の情報(製品等技術情報、関連組織情報、事例情報等)を統合的に集約し、オープンソースソフトウェアの更なる利用促進を図る。
 - ②サポート関連、特に長期利用の実現への対応
オープンソースソフトウェアのサポートに関する課題に継続して取り組み、特に長期利用については、システムを構成する各コンポーネントの長期保守と互換性維持について提言を行う。
 - ③知的財産関連課題への対応
オープンソースソフトウェアをベンダー、SIer、ユーザーが利用する際の、特許・著作権に関する不安を低減するため、どのような場合に権利侵害等の問題が発生する可能性があるかを明確にし、それぞれの場合の対応策の提言、啓発活動を行う。
 - ④政府調達促進への働きかけ
政府調達の選択肢として認知されるよう、オープンソースソフトウェアの導入メリットや技術基準に関する資料を作成・提案する。
 - ⑤国際標準化活動への積極的対応
入力メソッド等についての要件を取りまとめ、API^{*1}標準案作成作業を開始する。また世界の標準化動向を把握・分析し、日本語入力やフォントなど日本市場で特に必要な仕様について、標準化活動に反映させる。
 - ⑥Webサイトの相互運用性確保
Webサイトについては、特定ブラウザ用の機能を前提として作成されているために他のブラウザでは入出力ができない等の問題があり、オープンソースソフトウェアブラウザの普及、さらにはネットビジネスや電子政府サービスの提供の阻害要因となっている。このため、Webサイトに支障なく接続し、入出力ができるためのガイドラインを作成する。
 - ⑦国際協力・広報活動の積極的推進
オープンソースソフトウェアを広く普及啓発するため、内外技術動向(主要カーネル・オープンソースソフトウェアパッケージの動向、相互運用性・機能・性能評価等)、ライセンス・知的財産、活用事例、等の情報を積極的に発信して、コミュニティ、ユーザー、ベンダー間での情報の共有・流通を図る。

*1 API : Application Program Interface

(1-1-3) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

- 3年計画の最終年度であり、普及展開に向けた開発を推進し、平成17年度終了時点では、実運用に十分耐えられるレベルの機能、性能、操作性を実現する。
 - ①「ビジネスグリッドミドルウェア」に関しては、平成16年度で確立したマルチサイト(複数拠点)における業務運用・連携機能、システムの負荷変動への対応、災害への対応等の強化・向上を行う。
 - ②「分散広域ストレージシステム」に関しては、平成16年度に開発した成果に加え、ストレージ管理の広域化、管理・制御の高度化等を行う。
 - ・ビジネスグリッド全体戦略の最高意志決定機関であるビジネスグリッド推進委員会を年3回程度、委員会の諮問機関であるビジネスグリッド推進委員会幹事会については隔月に1回程度開催し、全体戦略に基づく支援を行う。
 - ・ビジネスグリッド推進委員会や幹事会の意見に基づき、開発成果物、実証実験のとりまとめ、事業化推進を図る。
 - ・今後の事業化推進のため、普及展開に向けた開発に加え、実ユーザーサイトにおける実証実験とその評価、フィードバックを積極的に行う。実証実験は、製造業、マスコミ、損保の各業界から選んだ日本を代表する企業3社にて、平成16年度に策定した計画に従い実施し、平成17年度中に完了する。
 - ・ビジネスグリッドの成果を事業化・普及するにあたり、オープンソースプログラムとして公開するもの、開発企業にて共有するもの、各開発企業専有とするものの区分、整理を行う。
- 国際標準化活動については、標準化WGを隔月に1回程度開催して標準化活動を推進するとともに、GGF^{*1}、OASIS^{*2}等国際標準化活動へ積極的な提案を引き続き行う。
 - ・平成17年度は、資源管理、ジョブスケジューリング関連の提案を行い、標準仕様(GFD^{*3})として採択されることを目指す。
 - ・標準化WGを開催し、戦略的、効率的な標準化活動を行う。
- 本事業の国内啓発を目的として、PR資料作成の継続的充実および対外発信の更なる充実(ホームページでの本事業活動の適宜掲載等)を図り、開発成果はGrid World、IPAX等の各種展示会に出展し、積極的な広報活動に努める。また、開発各企業がそれぞれ自らのショールームを設置してPRに努めることを促す。

(1-1-4) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

i) 次世代ソフトウェア開発事業

- 専門的知見を有するPM等を積極的に活用するとともに、プロジェクトの継続の可否判断を行う基準をプロジェクト開始時に設定することにより、チャレンジングなプロジェクトに取り組み、3~5年後に活用される技術の開発を行う。

*1 GGF : Global Grid Forum

*2 OASIS : Organization for the Advancement of Structured Information Standards

*3 GFD : Grid Forum Document

- 平成 17 年度においては、政策ニーズをより明確に反映した技術開発に取り組むため、あらかじめテーマを設立した形での公募を行う。テーマとしては、「情報技術動向研究会」の検討結果を踏まえ、引き続き「医学知識共有支援システムの構築」を選定する。
- 平成 17 年度提案型公募においては、重点分野を「ユビキタス分野（組み込み重視）」及び「セキュリティ分野」に絞り込み、新たな PM 体制の下で、応募案件を厳選し、引き続き開発支援を行う。
- 「情報技術動向研究会」の検討結果等を踏まえ、平成 18 年度の重点分野等の検討を行う。
- 引き続き、開発成果の早期活用を目指して実用化の追跡調査を行う。

ii) IT 利活用促進ソフトウェア開発事業

- 平成 16 年度に引き続き、医療、行政サービス等「e-Japan 重点計画」におけるソフトウェア開発重点分野を対象に「IT 利活用促進ソフトウェア開発事業」を実施する。
- 審査に際しては、専門委員と共同で書面審査及びヒアリング審査を実施し、審議委員会を経て、事業性の高い案件の採択に努める。また、開発プロセスの進捗管理及び中小企業に対しての事業化に向けての指導・助言を行う。
- 事業化支援を希望する中小企業に対しては、開発終了時に再度事業性評価を行い、事業性再確認後事業化を支援する。
- 開発を終了した案件については、事業化支援に加えて、中小企業投資育成会社、政府系金融機関、ベンチャーキャピタリスト等への紹介を行う。

iii) 戦略ソフトウェア開発事業[マッチングファンド型ソフトウェア開発・普及事業]

- 産業投資特別会計の出資を受けて実施する事業であり、収益の可能性のある案件を発掘し、開発・普及の支援を行う。
- ソフトウェア開発・普及に関し幅広い知見を有する PM とともに事業推進に努める。
- 経済産業省と制度見直し方策について、引き続き検討を行う。

iv) ソフトウェア開発支援のための専門家の活用

- 平成 16 年度に引き続き、外部専門家から構成される「情報技術動向研究会」を開催する。
なお、テーマについては、政府の「IT 政策パッケージ-2005」及びその後の政府の IT 戦略の動向を踏まえ、新たに選定する。
- 平成 16 年度事業につき、引き続き審議委員会による評価を求め、その結果を事業運営に反映させる。

(1-2) 様々なステージに応じたITベンチャー支援

(1-2-1) 中小・ITベンチャー支援事業

- 優れた技術を有する中小・ITベンチャーを新たに発掘し、開発から事業化に至るまで一貫した支援を PM とともに適切に実施する。

- 事業化の支援に際しては、中小企業への支援をより重視する。中小・ITベンチャー支援事業においては、提案企業の条件として、「大企業出資比率1/2以下、未上場」を加え、中小・ITベンチャー企業に重点を置いた支援制度として開発支援を実施していく。
- 採択した案件に対して、以下の支援を実施する。
 - ①中小企業投資育成会社、政府系金融機関の制度説明と個別紹介。
 - ②IT利活用促進ソフトウェア開発事業の専門委員の属する企業を活用し販売促進に努める。
- IPA事業の受託者を対象に、「事業化情報交換会」等の開催を通じて、事業化に必要な情報の提供や、ベンチャーキャピタリスト・各種専門家との「出会いの場」の設定によるマッチングを実施する。「事業化情報交換会」は、半期に一度開催する。
- 中小・ITベンチャー企業のニーズを把握し、事業化支援のアドバイザーチームと連携して、事業化支援を推進する。
- 中小・ITベンチャー企業向けホームページの内容の充実を図る。具体的には、中小・ITベンチャー企業向けの公的支援制度（補助金、税制等）の紹介や関連諸機関とのリンク、中小・ITベンチャー企業の成果に係る情報を充実させる。
- テストベッドについては、引き続きPR活動を行いつつ、採択した中小・ITベンチャー企業等を対象に開発段階及びプログラム検収での利用を図る。

(1-3) 債務保証事業

ソフトウェアに関する技術的評価を実施し、担保資産に乏しい中小企業等に対する支援を実施する。また、保証制度の利用に関し、中小企業等の利便性向上を図るため、信用金庫等の中小金融機関との約定書締結や保証融資取扱いの拡充を推進する。さらに、積極的な制度の広報や制度運営の不断の見直しに加えて、融資金融機関との提携ローン商品を拡充することを通じ、保証制度利用の裾野拡大を図る。

(1-3-1) 保証制度利用者の利便性の向上

- 中小企業等の利用拡大を図るため、保証制度に関する広報を積極的に推進する。
 - ・債務保証制度の活用に結びつけるため、金融機関の営業担当向けの研修や制度説明会の実施、債務保証活用事例パンフレットや申請書記載要領等の営業ツールの提供を行う。金融機関営業担当者向け制度説明会は平均月1回以上実施する。
 - ・一般債務保証の「教育研修」と「教育訓練費の税制優遇制度」とを組み合わせたパンフレットを作成し、4月に配付を行う。
 - ・債務保証のホームページを改定して使い勝手を改善する。
 - ・引き続き、「社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会」等の業界団体に働きかけてPRに努める。
- 利用者(企業、金融機関)の裾野を拡充するため、事前に相談に応じる「事前相談制度」を創設し、積極的に活用する。
 - ・申請資料作成に対する抵抗感を緩和し、制度利用を促進する。
- 利用企業の審査期間短縮へのニーズに応えるため、審査水準を維持しつつ、平均20

日程度を目標に更なる審査期間の短縮に努める。

- ・ CRD^{*1}スコアリングモデルの一次審査への活用により、効率的かつ重点的な審査を行う。
 - ・ ソフトウェア開発部門との連携の強化により、技術面や市場性の審査の充実と審査期間短縮を図る。
- 債務保証制度の利用者を対象に顧客満足度調査を行い、制度及びその運用についての要望や意見を聴取し、その結果を制度や運営の改善に反映する。
 - 金融機関及び業界団体（「社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会」等）との提携を通じて、より使いやすい提携ローン商品の開発を行う。また、「ITコーディネータ協会」と連携して、ITコーディネータ提携ローンの積極的な普及を進める。

（1-3-2）保証制度の健全性の確保

- 審査力の強化により不良債権の発生を抑え、代位弁済の期中平均を4%以下に維持し、債務保証業務に係る損益計算に基づき収支均衡を図る。
- 保証先の資金の使用用途報告の提出、保証先の決算書類の定期的提出を徹底する。
- 開発状況に合わせた分割保証の実行や保証期間の見直しなど円滑な事業運営を図る。

（1-3-3）担保価値の評価手法

- 「ソフトウェア開発企業の担保力を評価するシステム(α版)」を改訂し、実用性を向上させる。また、これを実際の審査業務に活用してデータを蓄積・分析して、その結果を報告書として公表する。平成18年度より、①技術評価②財務評価と並ぶ審査ツールとして活用する。

2. 情報セキュリティ対策強化

（2-1） ウイルス・不正アクセス対策

（2-1-1） ウイルス・不正アクセスに関する届出制度

- ウイルス・不正アクセスに関する届出の受け付けを継続して実施し、届出状況を定期的にプレス発表やホームページで公開し、注意を呼びかける。
- ウイルス・不正アクセスに関する届出の受け付け制度を周知するとともに、最新情報の収集・分析、被害を未然に防止するための対策の検討等を引き続き行う。
- 甚大な被害を及ぼす恐れのある新型ウイルスや悪質な不正アクセス手法の発生時には、被害の拡大を未然に防ぐべく、ウイルスの動作情報や不正アクセス手法及びそれらに対する対策の情報等をホームページ上で公開する等、迅速な注意喚起を促す。
- ホームページで公開している以下の4項目に関するFAQ（質問回答事例集）を適宜見直し、内容の充実に努める。

① コンピュータウイルス関連

^{*1} CRD : Credit Risk Database

- ②コンピュータ不正アクセス関連
- ③暗号技術
- ④セキュリティ評価・認証
- 海外への情報発信として引き続き英語版レポートを作成し、ホームページで公表する。

(2-1-2) インターネット定点観測システム

- インターネット定点観測システム(TALOT 2)を運用し、我が国の主要なインターネットサービスプロバイダ 10 社の回線の状況を観測する。
- インターネット定点観測システム(TALOT 2)から得られた観測データの集計・分析結果を脆弱性情報と合わせ、脆弱性の分析、対策情報の提供、緊急性の判断等に活用するとともに、セキュリティ予防情報として広く提供する。さらに、JPCERT/CC*1等、観測を行っている他機関との相互補完を行う。
- 科学技術振興調整費(文部科学省)の「重要課題解決型研究等の推進」枠で採択された研究テーマ「セキュリティ情報の分析と共有システムの開発」のサブテーマ「異常検知技術の開発」として、新たな方式によるインターネット観測システム(TCPポートへのアクセス状況を収集し、属性情報の変動に基づいて、異常なイベントを検出する方式)を実環境で運用・評価する。

(2-2) 情報セキュリティの脆弱性に関する検証・解析等

(2-2-1) 脆弱性関連情報に関する届出制度の充実

- 届出受付機関・分析機関として、脆弱性関連情報の届出受付及び脆弱性の分析(再現性検証・解析)の業務を実施する。
- 脆弱性関連情報の届出受付業務を本格的に運用するとともに、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に対する理解を深めるために、ソフトウェア、ネットワーク機器を開発している企業やウェブサイト運営者はもちろんのこと、今後普及が見込まれる情報家電を開発製造している企業についても、働きかけを行う。
- JPCERT/CC と協力しつつ、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」枠組みへの参加企業の拡大を図る。
- 四半期毎に、届出状況を公表する。
(4月、7月、10月、1月を予定)
- 「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づいて「社団法人電子情報技術産業協会」、「社団法人情報サービス産業協会」の脆弱性情報取扱検討作業部会(セキュリティセンター参加)で策定された「製品開発ベンダーにおける脆弱性情報取扱に関する体制と手順整備のためのガイドライン」の普及及び運用を支援する。
- 業界ごとの取り組みを支援するための資料を作成し公表するなど、脆弱性軽減のための情報発信を継続して実施する。
- 企業の専門家の知見を聴き、既知のプロトコルにかかわる脆弱性の対応策について

*1 JPCERT/CC : Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center

検討し、成果として実装のためのガイドライン策定などを目指す。また、脆弱性確認のための検査支援ツールの開発について検討を行う。

- セキュリティホールを攻撃するプログラム(Exploit コード)のインターネット上での公開監視、公開コードの動作検証を実施する。
- 科学技術振興調整費(文部科学省)の「重要課題解決型研究等の推進」枠で採択された研究テーマ「セキュリティ情報の分析と共有システムの開発」について、平成16年度の実績を踏まえて、次の取り組みを行う。
 - ・サブテーマ「脆弱性情報収集基盤および脆弱性情報利活用技術」については、製品ベンダ向け脆弱性情報ハンドリング支援システム及び脆弱性存在有無確認ツールの改良、対策情報の流通を支援するツールの開発。
 - ・サブテーマ「脆弱性分析と克服のための技術開発」については、検査ツールの改良及びプログラマを対象とした脆弱性克服知識の共有。
- 脆弱性低減に資する技術開発を行うとともに、引き続きホームページを通じて脆弱性の少ないプログラミングのための「セキュアプログラミング講座」等の啓発資料を提供する。
- バイオメトリクス(生体認証)技術の一層の普及のため、バイオメトリクス技術がより安全に利用されるよう標準化や製品の認証精度の評価方法の確立に積極的に取り組む。

(2-3) 情報セキュリティ認証

(2-3-1) 情報セキュリティ認証制度の一層の普及

- 情報セキュリティ認証事業を円滑に実施するとともに、情報セキュリティ認証制度の定着に向けての広報を経済産業省及び評価機関と協力して実施する。
- 認証取得製品の拡大のため、今後普及が見込まれるICカードについて、認証の取得を促すとともに、情報システムについても認証やST*¹確認の取得が進むよう、普及・支援活動を行う。

また、情報セキュリティ設備導入や情報関連機器セキュリティ向上に必要となる資金の融資制度である日本政策投資銀行の「情報セキュリティ等整備促進融資」制度についての周知を図る。
- 情報セキュリティ評価・認証制度の認証プログラム委員会の事務局として、同委員会を開催・運営する。
 - ・運営委員会
 - ・評定委員会
 - ・技術委員会
- セキュリティ評価・認証制度推進者会議(CCWG)(参加者:経済産業省、評価機関、独立行政法人製品評価技術基盤機構)の事務局として同会議を開催・運営する。
- 制度運用の改善を進め、認証書発行までにかかる期間を短縮(現在平均8ヶ月要する期間を2ヶ月短縮し6ヶ月程度に)する。

*¹ ST: Security Target

- また、制度運用の改善や認証業務有料化に伴い必要な規程の制定及び改定を行う。
- 申請者の利便性向上のため認証業務の電子申請受付を4月から行う。
 - コモンクライテリア(CC)の制度普及、技術者育成のため、認証・評価機関で業務を行っている認証者・評価者がCC技術者として広く認知されるよう平成16年度に創設した「コモンクライテリア プロフェッショナル」資格付与制度を運用する。また、コモンクライテリア プロフェッショナルの協力を得て制度の更なる充実を図る。また、コモンクライテリア プロフェッショナルの参加を得て、CC技術検討会において、CCバージョン3.0等技術調査研究を継続する。
 - 一般向け及び技術者向けの講座を年4回以上開催し、制度のより一層の普及啓発を促進する。
 - ・ CC基礎講座(1日コース、定員40名)
 - ・ ST作成講座(1日コース、定員40名)
 - ・ 評価証拠資料作成講座(1日コース、定員40名)
 - ・ 評価認証制度講座(半日コース、定員100名)
 - 所有する教育研修用教材(ISO/IEC15408教育研修用教材)を活用し、開催する講習会の教材の充実を図る。

(2-3-2) 国際機関との連携

- 平成17年秋に日本において、当機構が主催する国際会議(第6回 ICCG 2005^{*1})について準備を進め、開催する。
 - ・ 第6回 ICCG 2005 開催
日程：平成17年9月28日～29日予定
- 国際的な相互承認協定(CCRA^{*2})の運営を統括する最上位の委員会である管理委員会(Management Committee)及び下位の委員会等において、運営改善への提言を行うとともに、評価基準改訂作業に積極的に参画し、参加各国と制度面、技術面での円滑な連携及び国際貢献を図る。
 - ・ CCIMB^{*3}会議出席(CCRA定期会議 スペイン)
日程：平成17年5月予定
 - ・ CC開発会議/ES会議出席(CCRA定期会議 オランダ)
日程：平成17年6月予定
 - ・ MC/ES/CC^{*4}開発/CCIMB会議出席(CCRA定期会議 日本)
日程：平成17年9月予定
 - ・ CC開発WG会議出席(CCRA定期会議 フランス)
日程：平成18年2月予定
- 韓国(KISA^{*5})のCCRA加盟を引き続き支援する。

^{*1} 6th International Common Criteria Conference 2005

^{*2} CCRA : Common Criteria Recognition Arrangement

^{*3} CCIMB : Common Criteria Interpretations Management Board

^{*4} MC/ES/CC : Management Committee / Executive Subcommittee / Common Criteria

^{*5} KISA : Korea Information Security Agency

- 情報セキュリティ評価に関する技術、国際的な動向等の調査研究を実施する。
 - ・ CCUF^{*6}会議出席
 日程：平成 17 年 10 月予定

(2-4) 暗号技術の調査・評価

(2-4-1) CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) の事務局運営

- CRYPTREC の事務局運営、暗号技術監視委員会及び暗号モジュール委員会の事務局として、その円滑な運営を実施する。
 - ・ 暗号技術監視委員会
 - ・ 暗号モジュール委員会

(2-4-2) 暗号技術に関する監視活動

- 電子政府推奨暗号の安全性を継続的に確認するために、EUROCRYPT 2005^{*1}、CRYPTO 2005^{*2}等の主要な国際会議に参画し、発表された各種攻撃法に関して、調査・分析を行う。
- 暗号関係で専用的に利用できる並列コンピュータを活用し、ストリーム暗号に対する攻撃法のソフトウェアの有効性についての研究調査を継続して実施する。また、他の攻撃手法など新たな調査研究テーマ実施について検討を行う。
- 監視活動に関連して、暗号が危殆化した場合の影響等について調査し、どのような対策を取るべきかについて、昨年度実施した調査結果を踏まえ、制度面及び技術面から本格的検討を開始する。

(2-4-3) 暗号モジュールの評価基準及び試験基準の作成

- ISO/IECにて審議されている国際基準 (IS 19790)、FIPS 140-3^{*3}の動向を考慮しつつ、暗号モジュール評価基準、試験基準、運用ガイダンスの完成を目指す。
- 暗号モジュール試験報告書作成ツールの開発を実施する。
- 暗号モジュール等の組込み機器のセキュリティ評価基準とその試験基準を策定するため、科学技術振興調整費 (文部科学省) の「重要課題解決型研究等の推進」で採択された研究「組込みソフトウェアのセキュリティ評価に関する研究」を実施する。平成 17 年度は、IC カードを評価対象とした、セキュリティ要求基準の策定等を実施する。
- 我が国としての意見を規格に反映するため、ISO/IEC JTC1 SC27^{*4}で審議されている暗号モジュールの評価基準に関する定期会合などの国際標準化活動に積極的に参加

^{*6} CCUF : Common Criteria Users' Forum

^{*1} EUROCRYPT : 欧州で開催される暗号の国際会議

^{*2} CRYPTO : 米国で開催される暗号の国際会議

^{*3} FIPS : Federal Information Processing Standards

^{*4} ISO : International Organization for Standardization IEC : International Electrotechnical Commission
JTC : Joint Technical Committee SC : Sub Committee

- する。
- ISO/IEC の暗号アルゴリズム等の標準化を行うワーキンググループにおいて、当機構研究員が苗村教授（慶応大学）を補佐して、引き続き事務局を務めるとともに、デジタル署名プロジェクトのエディターとして、国産暗号アルゴリズムの国際標準化に貢献する。
 - 国内での「暗号モジュール評価・認証制度」の導入に備え、制度の立ち上げに向けての検討を行う。
 - 暗号モジュール評価・認証制度が運用されている海外の機関へ必要に応じ要員を派遣し、評価・試験要員の養成を進める。
 - 暗号処理装置の実行時の漏洩情報、すなわち外部から計測可能な計算時間や電力消費量等の設計者の予期しない情報を利用して、秘密情報の解析を行う「サイドチャネル攻撃」等の様々な攻撃手法が近年提案されているため、これらの攻撃手法に対する評価や対策に関する調査研究を推進する。
 - LSI 解析技術研究グループ（東大 新領域創成科学研究科 柴田教授を中心とした LSI 解析技術の研究グループ）との共同研究を実施し、LSI の解析技術を応用した暗号モジュールに対する攻撃法の研究・調査の結果を踏まえて、評価基準等へ盛り込むことを検討する。

（2-5） 国際機関との連携

- 米国標準技術研究所(NIST^{*1})と引き続き定期協議を開催し、連邦情報セキュリティ管理法(Federal Information Security Management Act)、暗号技術等について意見交換を行う。
- 独国フラウンホーファーSIT^{*2}研究所については、平成16年3月に締結した基本的な相互協力契約に基づき、相互協力を推進する。
- 韓国情報保護振興院(KISA)との相互協力を推進する。
 - ・ IPA-KISA 第2回定例会議（於東京 5月予定）
 - ・ IPA-KISA 第3回定例会議（於ソウル 11月予定）
- 国際的民間協議会GBDe^{*3}(電子商取引に関する世界ビジネス会議)のワーキンググループの一つ(Cyber Security Issue Group)に当機構理事長がリーダーとして参加し貢献する。
- 国際会議、国内セミナー等における講演等を積極的に実施し、当機構の成果、日本における情報セキュリティの現状等について広く周知を図る。
- I-4^{*4}、EICAR^{*5}、The Open Group等の国際会議に参画し、情報セキュリティ情報を効率的に収集する。
- ISO/IEC JTC/1/SC 27(国際標準化定期会合)の標準化活動に関し、引き続き当機構

^{*1} NIST : National Institute of Standards and Technology

^{*2} SIT : Secure Information Technology

^{*3} GBDe : Global Business Dialogue on e-commerce

^{*4} I-4 : International Information Integrity Institute

^{*5} EICAR : European Institute for Computer Anti-Virus Research

の研究者がワーキンググループの委員として参画するなど積極的な貢献を行う。

[SC27 専門委員会 セキュリティ技術の3WG]

- ・WG1 (セキュリティ要求条件 セキュリティサービスとそのガイドライン)
- ・WG2 (セキュリティ技術とメカニズム)
- ・WG3 (セキュリティ評価基準)

(2-6) 情報セキュリティに関する調査・開発等

- 情報セキュリティ技術等の向上に貢献するため、標準化に向けた取り組み、暗号の危殆化、海外の技術動向等について社会的要請を踏まえ、公募等により技術開発及びその評価、並びに調査等を実施する。

(2-7) 国民に対する情報提供

(2-7-1) セミナー受講者の満足度の向上

- 昨年度実施したアンケート調査を参考に、更なる満足度向上を目指し、受講者のニーズに基づいてコースを策定する。
また、実施に際しては地域ソフトウェアセンターや商工会議所、地方自治体等との提携・共催を働きかけ、全国10ヶ所以上でセミナーを開催する。
さらに、次年度開催の参考とするため、受講者を対象に満足度、理解度、要望等を把握するためのアンケート調査を実施する。
- 情報セキュリティセミナー参加者の理解を深めるため、使用する資料については、最新の技術動向、トピック等を盛り込み、内容を充実させる。
- 当機構のメール配信機能等を利用し、情報セキュリティセミナーの案内を効率的に配布し、受講参加者拡大に努める。

(2-7-2) ウイルス・不正アクセスに関する照会に対する応答の自動化

- 電話及びFAXによる問い合わせに対する自動応答の仕組み並びにホームページ上で対処方法等をガイダンスする「問い合わせ対応システム」を運用する。更に、夜間・休日などのオペレータ不在時にも簡易な問い合わせに対応できるよう、サービス向上に努める。

3. ソフトウェア・エンジニアリングの推進

(3-1) ソフトウェア・エンジニアリング・センターの体制強化

- 平成16年度に設立したソフトウェア・エンジニアリング・センター（以下「SEC」という。）の体制を拡充し、協力者を含め200名以上の産学の有識者による活動を充実させる。

(3-2) 広報普及活動

- SECの存在、活動内容を広く一般社会、産業界及び政府に情報提供し、分かりやすくPRするため、展示会や成果発表会の実施、定期刊行物の発行、個別説明の実施等

を行う。

また、ホームページを活用した情報発信を適時実施する。

当面次の小冊子等を発行する。

- ・ 定量データ分析白書
 - ・ 見積もり実施ガイドライン α 版
 - ・ プロセス役割分担ガイドライン α 版
 - ・ 組込みソフト開発におけるコーディング作法ガイドライン
 - ・ 組込みソフト開発におけるプロジェクトマネジメント導入の勧め
 - ・ 組込みスキル標準概説書
- SEC において、産学官連携のもと事業を実施することにより、ソフトウェア・エンジニアリング手法の継続的な開発、普及活動を展開する。

(3-3) 各分野での取組

(3-3-1) エンタープライズ系ソフト開発力強化

i) ソフトウェア定量化等

- ソフトウェア開発データの収集と分析

平成 16 年度に引き続きソフトウェア開発データの収集を行い、定量データベースの拡充を行うとともに、それらを多面的な観点から解析し、分析の高度化を図る。

- ・ 定量データベースの拡充と活用を行う。
 - ・ EASE(Empirical Approach to Software Engineering)プロジェクトと連携し、データ分析手法の高度化を図る。
- 日本および海外の実践的な見積手法の IT 産業界への普及
- ・ 日本における実践的な見積手法の把握及び体系化を行う。
 - ・ ドイツの IESE^{*1} (独国フラウンホーファー協会実験的ソフトウェア・エンジニアリング研究所) における先進的な見積手法を基にして我が国に適した先進的な見積手法の策定を行う。
- 開発プロセスの共有化、ユーザとベンダー間の役割分担の明確化
- ・ 前年度に引き続き、上流工程の役割分担の詳細化を図るとともに、設計・開発段階での役割分担の明確化に着手する。
 - ・ 共通フレーム 98 (SLCP98 : Software Life Cycle Process - Japan Common Frame 1998)^{*2}について、経済産業省の協力を得つつ改訂に着手する。

ii) 要求工学、設計・開発技術

- 要求工学の研究においては、企業のソフトウェア開発における要求定義の課題を抽出する。
- 設計・開発技術の研究においては、企業のソフトウェア開発における設計・開発の

^{*1} IESE : Institute for Experimental Software Engineering

^{*2} 共通フレーム : システム開発契約から検収して運用するまでのプロセスを日本の商慣習を考慮し、体系化・構造化したもの

課題を抽出する。

(3-3-2) 組み込みソフトウェア開発力強化

i) 組み込みソフトウェア・エンジニアリング領域

組み込みシステムとしての開発手法・管理手法の向上を目指し、前年度の活動を拡大・深化させる。

- 組み込みソフトウェア品質向上開発技術の整備

・組み込みソフトウェア開発の上流における品質の向上に向け、設計記述手法・レビュー手法の策定を行う。

また、成果の産業分野への応用として、まずは自動車産業を対象とした検討を行う。

- 組み込みソフトウェアプロジェクトマネジメント技術の整備

・組み込みソフトウェア向け開発計画フレームワークの詳細化を図る

- 組み込みソフトウェア開発プロセス技術の整備

・組み込みソフトウェア向け標準開発プロセスの詳細化を図る。

・東京大学ものづくり経営研究センター長藤本教授と先端のデジタル家電製品等を例として、ハードウェアにおける擦り合わせ開発理論のソフトウェア分野への適用・発展に関する共同プロジェクトを実施し、中間報告を取りまとめる。

[テーマ：組み合わせ、擦り合わせ開発の理論化]

ii) 組み込みソフトウェア開発スキル領域

- 組み込みスキル標準の利用の解説を策定する。また、産から学への提案としての組み込み教育カリキュラムの策定を行う。

また、成果の産業分野への応用として、まずは自動車産業を対象とした検討を行う。

- 産学連携のあり方について、前年度に引き続き、慶應義塾大学、名古屋大学、早稲田大学等の有識者と検討を深める。

iii) 組み込みソフトウェア産業実態調査

- 前年度に引き続き、組み込みソフトウェア産業の実態について定点的な調査を行う。

また、前年度に着手した、組み込みソフトウェア産業のエンジニアリングおよび技術者個人像についての調査、並びに高等教育機関におけるソフトウェア技術教育の実態を把握するための各種高等教育機関に対する包括的な調査の結果を取りまとめ、公開する。

(3-3-3) 先進ソフトウェア開発

- ソフトウェアエンジニアリング技術研究組合と連携し、ITS*1プラットフォーム（プローブ情報システム）の開発を通じたソフトウェア・エンジニアリング手法の実証を行う。SECは同プロジェクトに関して、進捗管理を定量的に行う等のソフトウェ

*1 ITS : Intelligent Transport Systems

ア・エンジニアリング手法の適用と支援を行う。

(3-4) CMMI (Capability Maturity Model Integration) の普及

- 既に公開している CMMI V1.1 モデル日本語訳に対する変更、改訂指摘について、翻訳改訂版に反映するため、SEI を含む関係者との調整に着手する。
前年度に着手した、入門用の講習会資料[Introduction to CMMI (Staged and Continuous) Course]の翻訳、検証を6月を目処に完了させ、成果普及を図る。
また、他の CMMI 文書について日本語訳を検討する。
- ISOを始めとする各種SPI^{*2}手法の調査を行い、中間報告をまとめる。

(3-5) 関係機関との連携

- 前年度に着手した、IESE との共同プロジェクトを発展させ、ドイツの IESE における先進的見積手法を基にして、我が国に適した先進的見積手法の策定を行う。
SEI とは CMMI を始めとする各種情報交換を行う。
また、国際会議等に積極的に参加し、他の海外研究機関との連携を強化する。

4. 情報技術 (IT) 人材の育成分野

(4-1) ソフトウェア・エンジニアリングの実践力を有する人材の育成

- 組込み領域での IT 人材育成について、SEC の組込みソフトウェア開発スキル領域において、次の活動を行う。
 - ・産から学への提案としての組込み教育カリキュラムの策定
 - ・企業における技術者教育実態調査と企業における組込みスキル標準適用可能性調査
 - ・平成 16 年度に着手した、高等教育機関におけるソフトウェア技術教育の実態を把握するための各種高等教育機関に対する包括的な調査の結果をとりまとめる。
- 組込みスキル標準を活用し、講演会、説明会、セミナー等を実施し、組込みソフトウェア技術者の人材育成促進を支援する。

(4-2) ITスキル標準の整備

(4-2-1) ITスキル標準改善の方針検討

- 平成 16 年度に IT スキル標準の高度化のため設置された「IT プロフェッショナル育成協議会」の報告書に基づき、以下の活動を実施する。
 - ・IT スキル標準の一層の普及
 - ・プロフェッショナルコミュニティによる人材育成基盤の構築
 - ・IT スキル標準の改定

^{*2} SPI : Software Process Improvement

i) ITスキル標準の普及

- 経営者及びユーザー企業における ITスキル標準の普及活動を支援するとともに、ITスキル標準の理解を助けるための情報を発信する（「経営者向け ITスキル標準概説書(仮題)」の発行等）。
- 普及の遅れている地方においては、各地の情報産業協会、地域ソフトウェアセンター等を通じ、導入研究会を立ち上げ、コア企業を中心に導入支援を実施する。

ii) プロフェッショナルコミュニティによる人材育成基盤の構築

- 既存の3委員会（ITアーキテクト、プロジェクトマネジメント、アプリケーションスペシャリスト）を継続するとともに、平成16年度に実施したアンケート結果において採用企業の多かった3職種（コンサルタント、ITスペシャリスト、オペレーション）の委員会を新たに設立する。

①既存の3委員会については、各々の委員会において以下の活動を実施する。

- ・ ITプロフェッショナルの研修、メンタリング、ジョブアサインを通じた育成方法について研究し、平成16年度に作成した基本構想の内容の詳細化を図り「育成ハンドブック」を作成する。
- ・ 評価方法、評価プロセス、評価用ドキュメント（業務経歴書、レベル別判定指標等）等 ITプロフェッショナルの評価を研究し、平成16年度に作成した基本構想の内容の詳細化を図り、「評価ガイドライン」を作成する。
これに先立ち「評価ガイドライン(案)」未作成の ITアーキテクトについては早期に基本構想をまとめる。
- ・ 研修については ITスキル標準研修ロードマップの活用促進を図るため、「研修ガイドライン」を作成する。
- ・ 企業の枠を超えた新たな研究テーマを設定し、実施する。
- ・ 引き続き ITスキル標準と研修ロードマップの改善提言を実施する。

②新規の3委員会については、各々の委員会において以下の活動を実施する。

- ・ ITスキル標準と研修ロードマップの改善提言を実施する。
- ・ 「育成ハンドブック」及び「評価ガイドライン」について、各々の基本構想を作成する。

iii) ITスキル標準の改定

- ITスキル標準の効果的な活用を促進するため、ITスキル標準の「概要」の改定を実施し、導入目的や活用の考え方等の解説を追加する。
- プロフェッショナルコミュニティの ITスキル標準改善提言をもとに ITスキル標準の改定を実施する。

(4-2-2) 広報活動

i) 活用状況調査と広報活動

- 引き続き、導入状況の調査等を通じ、活用事例の情報の公開を促進するとともに、各地の要望に応え、積極的な普及活動を行う。また、個別企業についても同様に普及活動を行う。
- 引き続き、IT人材偏在状況及びITスキル標準の普及度に関する調査を行う。

ii) ITSS ユーザー協会との連携

- ITSS ユーザー協会との間で、情報交換を実施する等連携を図る。

iii) ITスキル標準の国際展開

- アジアについては各国の要請を踏まえて、ITスキル標準の展開を検討する。

(4-2-3) 情報処理技術者試験との連携

- 平成16年度に引き続き、情報処理技術者試験との連携を図る。

(4-2-4) 人材育成

- ITスキル標準に基づく、研修等の人材育成を支援する。また、ITプロフェッショナルの育成方法等について調査を実施する。

(4-3) 未踏ソフトウェア創造事業

(4-3-1) 人材発掘と事業の認知度の向上

i) 未踏ソフトウェア創造事業の円滑な実施等

- PM(プロジェクトマネージャー)と連携・協力して、未踏ソフトウェア創造事業と未踏ソフトウェア創造事業(未踏ユース)を円滑に実施する。
 - ・未踏ソフトウェア創造事業：上期/下期の年2回採択
 - ・未踏ソフトウェア創造事業(未踏ユース)：年1回採択
- 専門分野のバランスを考慮しつつ、新たに選出したPM6名(全体で13名)を加え、引き続き幅広い分野からの人材、スーパークリエイター発掘を推進する。
- 平成18年度PMについては、ユーザーの視点を考慮し策定した専門分野カテゴリにより、専門分野のバランスを考慮して選任する。また、内外から有能なPMを発掘する。

ii) 認知度の向上に向けた取組

- スーパークリエイターの認定証授与式、IPAXにおける成果発表の場の提供、IPAホームページにおける「開発成果の近況・製品化等」の情報提供により、未踏ソフトウェア創造事業及びスーパークリエイターの認知度を高める。
- 事業概要とスーパークリエイターの近況をまとめたレジュメを更新する。
- 企業所属の個人からの提案増を目指し、PR方法を検討する。

iii) 未踏ソフトウェア創造事業のノウハウの蓄積

- PM同士の意見交換会等の実施やメーリングリストを活用し、提案審査から開発結

果の評価までの事業実施のノウハウの蓄積を図る。

(4-3-2) 開発成果に対しての事業化支援

- 未踏ソフトウェア創造事業開発者の中には、自らの開発成果を事業に結びつけたいという要望も多いため、従来の技術サポートを中心としたPMとは別に、事業化、法人化ノウハウを持つアドバイザーチームを配し、事業化、法人化支援を推進する。アドバイザーチームとしては、事業化、法人化支援が可能な幅広い分野(法務、財務、知財権、マーケティング等)からの人材を集める。
- 引き続き、「事業化情報交換会」等の開催を通じて、事業化に必要な情報の提供や、ベンチャーキャピタリスト・各種専門家との「出会いの場」の設定によるマッチングを実施する。「事業化情報交換会」は、半期に一度開催する。

(4-4) 中小企業経営者及び地域のIT化の支援

(4-4-1) IT 経営応援隊、経営者研修会

i) IT 経営応援隊

[経済産業省委託事業、平成16年度までのITSSP^{*1}事業の後継プログラム]

- ITを活用して、中小企業の経営革新を推進するため、全国事業として、新事業支援機関、5,700名のITコーディネータ、金融機関、地方自治体等との連携強化により、「IT経営百選」や「IT経営教科書」の普及、「経営者研修会」(50ヶ所以上)を開催する。
- CIO(情報担当責任者)を設置することが難しい中小企業において、CIO的機能を持つ人材を育成するための研修コース・教材を作成する。また、この研修コースを実施する指導者の育成を兼ねて、実証実験を行う。
- 地域IT経営応援隊で実施する中小企業のIT化計画書策定等のコンサルティング事業において、IT成熟度診断ツールのバージョンアップを図りながら活用し、成功事例の創出に繋げる。
- IT経営応援隊及び9つの地域IT経営応援隊のホームページにおいて、イベント情報、各地の中小企業支援施策、「IT経営百選」等の中小企業・中小企業支援機関にとって有用な情報を発信する。また、ITSSPのホームページに掲載していた500社のIT化事例の内容を精査して、IT経営応援隊ホームページに掲載する。
- ITSSPから移行したIT経営応援隊のメールマガジン登録者約12,000名に対して、毎月1回、中小企業IT化に関するイベント情報等を提供するとともに、地域IT経営応援隊と連携して、メールマガジン配信対象者の拡大を図る。
- 中小企業経営者に対して、IT利活用による経営の活性化を啓発するため、「IT経営教科書」の製本及び「IT経営百選」の事例集の作成を行い、IT経営応援隊のネットワークを活用してこれらの全国的普及を図る。
また、地域IT経営応援隊においては、ITベンダー、金融機関、ITコーディネータ等専門家、省庁の地方出先機関・地方自治体等との連携により、地域における啓発・

^{*1} ITSSP : IT Solution Square Project

成功モデル企業の輩出を目的に、地域特性を活かした中小企業の IT 化支援を行う。

- 中小企業の IT 投資を促進するため、IT 経営応援隊事業において、金融機関・IT コーディネータと連携し、「一般債務保証制度」を活用した中小企業向け「IT コーディネータ IT 活用型経営革新ローン」を普及する。

(4-4-2) 地域ソフトウェアセンターについて

i) 地域ソフトウェアセンターの事業の活性化

- センターの事業については、電子自治体の進展や市町村合併などの動き、産業構造の変化を受けた組込みエンジニアの育成等新たなニーズが見込まれている。これらに対応するため地元自治体、商工会議所、情報産業協会、高等教育機関等との密接な連携や、IT コーディネータの積極的な活用を通じて、センターの営業活動の強化や新規事業への取組みを一層強力に支援する。
- センターの情報公開については、役員、株主、研修情報、事業状況及び財務状況に係わる情報を公開するよう引き続き指導する。

(注) 平成 16 年度決算については、18 センターが公開する予定。

ii) 地域ソフトウェアセンター間の連携強化

- センター間の広域ポータルを活用し、研修コース・講師情報等のデータベースの充実による情報共有、先駆的なビジネスモデルの展開や e ラーニング研修ビジネスモデルの構築に関する積極的な情報交換を促す。
- 研修事業のあり方、財務会計の課題等について理解を深めるため、年 3 回開催する地域ソフトウェアセンター全国協議会を支援する。
平成 16 年度決算がまとまる 6 月～7 月に第 1 回を開催する予定。
- 中小企業新事業活動促進法に基づく情報関連人材育成事業を行なう機関の連絡会議を定期的で開催する。

iii) 地域ソフトウェアセンターで実施する研修事業の支援

- 知識習得を目的とした e ラーニング学習と、ケース研修等を活用した実践的なスキルを身に付ける集合座学を組み合わせた、戦略的ブレンデッド型学習方法の確立に向けて研究を行う。
また、研修分野については、ネットワークやデータベース等の IT 分野において可能な限り IT スキル標準の考え方に沿った研修コースの採用を働きかけるとともに、IT 技術動向の変化等を踏まえ IT スキル標準の考え方に沿った教材の改訂・開発に着手する。さらに、地場のニーズを踏まえて経営等マネジメント系の分野についても研修対象に含めていくよう検討を促す。
- e ラーニング形式の研修事業（以下、「e ラーニング研修事業」という。）については、地域での人材育成コンサルタント（経営課題と人材ポートフォリオ）、e ラーニングと集合座学の組み合わせ方法の研究、教育効果の評価手法の確立等を目的とした大規模な実証実験を通じてビジネスモデルを構築する。
- 地域のニーズに応える e ラーニング研修事業の新たなビジネスモデルを実施できる

ように、センターの研修担当者に対して、人材育成コンサルティングを行うとともに、研修企画・営業力が向上するよう教育研修コンサルタント等専門家による指導を行う。

iv) フォローアップ体制の確立

- 経営上の課題を抱える地域ソフトウェアセンターに対しては、組織や事業の見直し等抜本的な経営改革に取り組むため、地元自治体・関係機関と連携し、センターの経営改革のスピードアップを目指すとともに、その後も経営状況をフォローする体制を構築するよう指導する。

(4-5) 情報処理技術者試験業務

(4-5-1) 情報処理技術者試験制度の見直し

- 試験問題作成及び採点を適切に実施する。平成 16 年度に検討した午前問題作成手順を定着させるとともに、試験問題作成及び採点作業の効率化に引き続き取り組む。
- 平成 17 年度から実施するソフトウェア開発技術者試験の年 2 回実施(具体的には秋試験を追加)に際し、試験問題作成及び採点が適切に行われるよう万全な対策を講ずる。
- オープンソースソフトウェアについては、「日本 OSS 推進フォーラム」、「北東アジア OSS 推進フォーラム」等で進めているオープンソースソフトウェアの普及に合わせて、可能なものから随時試験問題へ反映させていく。
- 平成 17 年度から新たに導入する構造改革特別区域[5 自治体(11 講座開設者)を認可済み]の修了認定に係わる試験問題を適切に作成する。
- 採点作業の見直しを行い、試験実施から合格発表までの期間を更に短縮する。

試験日から発表日までの日数 (春と秋の平均)

年度	基本情報、初級シスアド	その他試験
平成 14 年度	33.5 日	75.0 日
平成 15 年度	30.0 日	63.5 日
平成 16 年度	29.5 日	62.0 日
平成 17 年度 (目標)	28.5 日	60.0 日

- 平成 18 年度春から実施する予定のテクニカルエンジニア (セキュリティ) 試験の制度設計を 5 月末を目処に確定し、試験委員会において問題作成作業に入る。
- IT 技術動向の変化を的確に踏まえた試験問題を作成するため、試験委員会体制の整備・充実に努める。
 - ・試験委員公募制の試行
 - ・企業の窓口強化(窓口数の増加、定期的な情報交換など)
- 情報処理技術者試験制度検討委員会を平成 16 年度に引き続き開催し、産業界、学会、ユーザなどの代表から出されている次のような課題に対して具体的な対策の検討を進め、特に IT スキル標準との連携を中心に実施可能なものから順次実現する。平成

17年度末に最終報告書をとりとまとめる。

- ・一部免除制度の検討
- ・ITスキル標準との連携の促進
- 組込みソフトウェア分野試験の見直しの検討
- 新プロジェクトマネージャー試験の検討
- ユーザー側試験の見直しの検討
- ・その他の制度改善

(4-5-2) 情報処理技術者試験の円滑な実施等

i) 情報処理技術者試験の円滑な実施

- 平成17年度春期(平成17年4月実施予定)及び秋期(平成17年10月実施予定)情報処理技術者試験を円滑に実施する。
- その際、試験運営方法の改善に積極的に取り組む。
 - ・試験実施コストの削減
 - ・機構職員の有効活用
- 団体(企業・学校等)における受験申込みの利便性向上を図るため、平成17年度秋期試験の受付から、インターネットによる団体申込みを可能とする。
- 応募者増対策として、平成16年度に引き続きPR活動を強化する。
 - ・ホームページの充実(合格体験記、企業での活用例の掲載)
 - ・IPAX 2005での試験の普及広報
 - ・電子メールを活用したPRの強化
 - ・電話、訪問による企業・学校へのアプローチ
 - ・地域ソフトウェアセンターを活用したPR
 - ・協力先団体(商工会議所等)を活用したPR
 - ・書店での案内書・願書配布の拡充 H16春:151店舗→H17春:348店舗
- 機構職員による試験実施のノウハウ吸収を更に強化し、平成17年度試験には、多くの職員が会場責任者として試験を実施できるよう努力する。具体的には、平成17年度中に、20会場の会場責任者を機構職員とすることを目指す。
- 試験会場運営に限って依頼していた民間企業へのアウトソーシングを試験会場の確保、監督員等の募集などにも広げる方策を検討する。更に競争入札制度を導入してコスト削減に努める。

ii) 積極的な情報の提供

- 平成16年度に実施したユーザニーズ調査の結果を踏まえ、新たな情報提供を積極的に行う。

平成17年度は、情報処理技術者試験の内容を体系的にまとめた「情報処理技術者試験ガイドブック(仮称)」を公開する予定であり、次の情報を盛り込み、充実したものとする。

 - ・試験のメリット(企業からの高い評価、大学・短期大学における優遇制度等)及び有効活用事例、合格体験記

- ・ IT スキル標準等関連する制度との関係
- ・ 出題に当たっての考え方(出題趣旨、出題に際しての工夫など)
- ・ 出題例とその解説
- ・ 試験の運用方法
- ・ その他試験に関する分かりやすいコメント

iii) 試験の実施運営に関する幅広い意見等の聴取

- 試験問題の質の向上を図るとともに、ニーズに合った試験制度を検討するため、試験制度検討委員会の検討にあわせて、合格者コミュニティとの意見交換、情報処理技術者に求められる IT のニーズ調査、各企業における情報処理技術者試験の利用状況調査を引き続き実施する。

iv) CBT (Computer Based Test)に関する実証的実験の実施

- 平成 16 年度に収集した情報を基に、実現可能性を検討した上で、CBT システム、実施体制等を明確にし、下期に構造改革特別区域(文京区)の修了認定に係わる試験を対象に実証的実験を実施する。

(4-5-3) 情報処理技術者試験のアジア展開

i) アジア各国と相互認証

- アジア各国との相互認証は以下の活動を実施する。
 - ・ 既認証国については、更に追加認証できるものがあれば実施する。
 - ・ インドについては、インド側提出ドキュメント(Project Report)の精査が済み次第、速やかにソフトウェア開発技術者試験、アプリケーションエンジニア試験の追加認証締結の作業を進める。
 - ・ 台湾については、テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験についての追加認証の締結作業を進めるとともに、新たに情報セキュリティアドミニストレータ試験、及びアプリケーションエンジニア試験の追加認証のためのスキル標準の確認作業を進める。
- 独自に試験を実施している相互認証先より試験問題を取り寄せ、試験のレベルの検証を実施する。
- 未承認国(インドネシア、ラオス、カンボジア等)について、新規の認証の可能性について調査を進める。

ii) 試験問題の提供等の協力

- 試験問題を独自で作成するレベルまで達していない国に対しては、独自問題作成が可能になるよう、支援措置を講じていく。
引き続き、日本の試験問題の英語翻訳を行い、試験問題データベースへ登録する。
平成 17 年度秋期試験に向け、必要な国へ問題提供を行う
- 10 月のマレーシアでの第 1 回試験の実施にあわせ試験問題の提供、独自問題作成の助言、教材の提供、試験実施方法についての助言等の支援を行う。

- マレーシアの採点システムについても、既に現地で採用しているシステムとの組み合わせを考え、最適なソリューションを見つける。
- IPA で開発した教材を英訳して提供し、現地訓練・研修コースでの使用を実現する。また、需要の高いテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験教材の英訳も検討する。
- 改定した情報処理技術者スキル標準の英訳を、各国へ提示、必要に応じ、相手国のスキル標準へ反映されたか確認する。

iii) 調査及び PR 活動 等

- フィリピン、タイ等受験者減に悩む認証先に対し、独自の PR セミナーの実施等を支援する。
- ベトナムの第 1 回の SW 試験の成果の分析を踏まえ、今後の試験制度の展開を独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) より派遣される専門家と協調し、支援する。フィリピンにおいても、JETRO より派遣される専門家と協調し、受験者拡大を支援する。
- JETRO、AOTS*1 や CICC*2 と協調し、各国で開催される IT 人材開発セミナー等に参加する。これらを通じ PR を図り各国受験者の増加を図る。
- 英文パンフレットの定期的なアップデートを実施し、常に最新の情報が発信できるようにする。
- アジア展開関連の情報の英文ホームページの整備を行う。

(4-5-4) 各スキル標準との連携

- IPA ソフトウェア・エンジニアリング・センターで作成中の組込みスキル標準を含む、各スキル標準との連携について検討を行う。

5. その他

(5-1) 政策当局との連携

- 国家情報戦略の実施推進機関として、公共性の高いソフトウェア開発、情報セキュリティ対策を始めとする情報処理の安全性、信頼性の確保対策、IT 人材育成対策等に係る国の施策について、産学官連携の推進に配慮しつつ、経済産業省を始めとする関係府省と連携し、施策の実現に努める。

*1 AOTS : The Association for Overseas Technical Scholarship (海外技術者研修協会)

*2 CICC : Center of the International Cooperation for Computerization (国際情報化協力センター)

Ⅲ. 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

- 総表（別紙 1-1）
- 事業化勘定（別紙 1-2）
- 試験勘定（別紙 1-3）
- 一般勘定（別紙 1-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙 1-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 1-6）

2. 収支計画

- 総表（別紙 2-1）
- 事業化勘定（別紙 2-2）
- 試験勘定（別紙 2-3）
- 一般勘定（別紙 2-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙 2-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 2-6）

3. 資金計画

- 総表（別紙 3-1）
- 事業化勘定（別紙 3-2）
- 試験勘定（別紙 3-3）
- 一般勘定（別紙 3-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙 3-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 3-6）

4. 資産の健全化

- i) 債務保証
 - 審査力の強化により不良債権の発生を抑え、債務保証業務に係る損益計算に基づき、収支均衡を維持する。
 - 保証先の資金の使用用途報告の提出、保証先の決算書類の定期的提出を徹底する。
 - 開発状況に合わせた分割保証の実行や保証期間の見直しなど円滑な事業運営を図る。
- ii) 情報処理技術者試験
 - 情報処理技術者試験については、手数料収入に基づく事業運営により、財政基盤の安定化を図る。また、応募者減少傾向に対応するため、厳密なコスト分析を行って、コスト構造を抜本的に見直す。
さらに、安定した応募者の確保を図るべく、次の方策を実施する。
 - ①受験者へのサービス向上
 - ・受付締切りから試験実施までの期間短縮

- ・試験実施から合格発表までの期間短縮
基本情報・初級シスアド H16：29.5日→H17目標：28.5日
その他試験 H16：62日→H17目標：60日

②PRの強化

- ・電子メールを活用したPRの強化
- ・電話、訪問による企業・学校へのアプローチ
- ・協力先団体（商工会議所等）を活用したPR
- ・書店での案内書・願書配布の拡充
- ・地域ソフトウェアセンターを活用したPR

③技術変化・ユーザーニーズに対応した試験区分の見直し

- ・ソフトウェア開発技術者試験の年2回実施(平成17年度秋期試験から実施)
- ・新たな情報セキュリティ関連試験の実現に向けた具体的取組み

iii) 研究施設

- マルチメディア研究センター(MRC)については、売却処分に係る経済産業大臣の認可を受け、売却の公告を行い、一般競争入札等による処分を進める。

iv) 特定プログラム開発承継業務

- 債権回収業務(特定プログラム開発承継業務)について、期限内において計画的に実施する。

5. 出資事業（地域ソフトウェアセンター）について

- 平成16年度SCBPR^{*1}委員会傘下の経営支援WG委員であった公認会計士及び経営コンサルタントを経営支援専門委員に任命し、センターの経営改善に向けての指導を強力に行う。また、平成17年度から適用される減損会計については、フェーズごとにシュミレーションを行い、決算への影響を精査し、減損処理の可能性の高いセンターに対しては、今後の方針を検討する。
- センターの経営状況をタイムリーに把握し、経営状況の厳しいセンターに対しては、経営支援専門委員からの助言を受けながら、地元自治体等関係機関との協議を通じて、組織・事業の見直しを指導する。

6. 自己財源の確保

- 情報セキュリティ認証
 - 認証の有料化を10月から開始する（4月から一部開始）。
 - ・平成17年4月：認証済製品の保証継続、認証書等の再発行
 - ・平成17年10月：認証、ST確認
- ポートフォリオの構築
 - 信用基金等の運用については、適時、適切な運用を図る観点から、常時、市場動向

^{*1} SCBPR：Software Center Business Process Re-engineering Committee

等の把握に努めるとともに、幅広く外部専門家との意見交換を通じて、更なる効率化を目指す。

IV. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額の範囲内で借り入れを行う。

V. 重要な財産の譲渡・担保計画

マルチメディア研究センター(MRC)については、売却処分に係る経済産業大臣の認可を受け、売却の公告を行い、一般競争入札等による処分を進める。

VI. 剰余金の使途

平成 17 年度において各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度において後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ソフトウェア開発業務及び調査業務の充実
- 短期の任期付き職員の新規採用
- 人材育成及び能力開発研修等
- 広報、成果発表会等
- 情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- 人事異動等人材の流動化を促進することで、適材適所の任用を図る。
- 各事業ごとに、外部の専門人材を活用した執行体制について、適宜見直しを行い、効率的かつ効果的な組織運営を行う。

3. 中期目標期間を超える債務負担

なし

4. 積立金の処分に関する事項

なし

予算（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,263
政府出資金	600
受託収入	637
業務収入	5,953
その他収入	288
計	12,742
支出	
業務経費	10,654
受託経費	637
一般管理費	2,298
計	13,590

〔人件費の見積り〕

平成17年度には2,090百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
政府出資金	600
業務収入	45
その他収入	0
計	645
支出	
業務経費	615
一般管理費	1
計	616

〔人件費の見積り〕

平成 17 年度には 1 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	3,433
その他収入	0
計	3,433
支出	
業務経費	2,403
一般管理費	1,030
計	3,433

[人件費の見積り]

平成17年度には630百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,263
受託収入	637
業務収入	1,348
その他収入	272
計	7,521
支出	
業務経費	7,636
受託経費	637
一般管理費	1,266
計	9,540

[人件費の見積り]

平成17年度には1,459百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	1,128
その他収入	13
計	1,141
支出	
一般管理費	1
計	1

[人件費の見積り]

平成17年度には1百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 6

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
その他収入	3
計	3
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	10,924
業務費用	6,963
受託経費	637
一般管理費	2,298
減価償却費	1,026
収益の部	
経常収益	9,732
運営費交付金収益	5,263
受託収入	637
業務収入	3,734
その他収入	1
資産見返負債戻入	96
財務収益	287
純利益（△純損失）	△ 905
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	△ 905

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	413
一般管理費	1
減価償却費	412
収益の部	
経常収益	45
業務収入	45
財務収益	0
純利益（△純損失）	△ 368
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	△ 368

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,507
業務費用	2,403
一般管理費	1,030
減価償却費	74
収益の部	
経常収益	3,440
業務収入	3,440
財務収益	0
純利益（△純損失）	△ 66
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	△ 66

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	7,003
業務費用	4,560
受託経費	637
一般管理費	1,266
減価償却費	539
収益の部	
経常収益	6,247
運営費交付金収益	5,263
受託収入	637
業務収入	249
その他収入	1
資産見返負債戻入	96
財務収益	271
純利益（△純損失）	△ 485
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	△ 485

収支計画（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	1
一般管理費	1
収益の部	
財務収益	13
純利益（△純損失）	11
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	11

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	3
純利益（△純損失）	3
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	3

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	33,484
業務活動による支出	13,590
翌年度への繰越	19,894
資金収入	33,484
業務活動による収入	12,142
運営費交付金による収入	5,263
受託収入	637
業務収入	5,953
その他収入	288
財務活動による収入	600
当年度期首資金残高	20,741

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	649
業務活動による支出	616
翌年度への繰越	34
資金収入	649
業務活動による収入	45
業務収入	45
その他収入	0
財務活動による収入	600
当年度期首資金残高	5

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	4,375
業務活動による支出	3,433
翌年度への繰越	942
資金収入	4,375
業務活動による収入	3,433
業務収入	3,433
その他収入	0
当年度期首資金残高	942

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	18,612
業務活動による支出	9,540
翌年度への繰越	9,072
資金収入	18,612
業務活動による収入	7,521
運営費交付金による収入	5,263
受託収入	637
業務収入	1,348
その他収入	272
当年度期首資金残高	11,091

別紙3-5

資金計画（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	9,598
業務活動による支出	1
翌年度への繰越	9,597
資金収入	9,598
業務活動による収入	1,141
業務収入	1,128
その他収入	13
当年度期首資金残高	8,458

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	249
翌年度への繰越	249
資金収入	249
業務活動による収入	3
その他収入	3
当年度期首資金残高	246